

社会福祉法人ライフケア赤井江 一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、事業所職員が仕事と子育てを両立し、持てる力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整備することに関して、また地域の次世代を担う児童、生徒の、高齢者介護への関心を高めるため、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間

平成 30 年 12 月 1 日～平成 32 年 11 月 30 日 (2 ヶ年計画)

2. 計画内容

【目標①】

出産や子育てに直面している職員の業務の現状と要望を把握します。

↓

対策：職員とその事業所長との日頃の相談や聴き取りなどを基に、本人が抱える現状や要望を把握し、必要な対応を検討します。

〈実施時期〉

・随時対応します。

【目標②】

年次有給休暇、残業、育児休業、子の看護休業などの現状を把握します。

↓

対策：必要な休暇休業を取得できることや、子育てに支障が出る残業が発生しないように、事業所長を中心に調整、対応をしていきます。

〈実施時期〉

・随時対応します。

【目標③】

高校生、大学生などの就業希望者を積極的に受け入れます。

↓

対策：訪問などの方法で、高校、大学などに対して、就業の受け入れを積極的にアプローチしていきます。

〈実施時期〉

・学生の見学、体験受け入れ期間 → 平成 30 年 12 月 ～ 平成 32 年 3 月。

【目標④】

地域の中学生、高校生のインターンシップや介護職養成学校の実習を積極的に受け入れ、高齢者介護への関心を高め、就業につなげていきます。

↓

対策：県労働局に対して、インターンシップなどの受け入れを引き続き表明し、介護事業所の理解のうえで受け入れ態勢を整えていきます。

〈実施時期〉

- ・ 依頼により随時対応します。

【目標⑤】

地域(町内会などの地域団体や小、中、高校などの学校)からの依頼による講話や見学、体験学習などの希望を積極的に受け入れ、地域の高齢者理解や若者の就業に結びつけていきます。

↓

対策：介護支援事業所(介護支援センター、包括支援センター)の活動において、地域社会に対して上記の要望に応えることや、過去採用実績の多い地元各学校からの、卒業生による講話派遣要請などに応えるなど、地域の青少年への福祉教育に貢献していきます。

〈実施時期〉

- ・ 依頼により随時対応します。

(H30.12.1) 法人本部
以上

「次世代育成支援対策推進法」

☞急速な少子化の進行を踏まえて、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るための法律です。

この法律に基づき、労働者の仕事と子育ての両立や、地域の青少年の健全育成などに関して、国や県、事業主(雇用101人以上)がそれぞれ行動計画を策定することとされています。